



## 『「PTA総合保険」損保ジャパン株式会社』への加入について

学校生活の中では、児童が意図せず他人にケガを負わせたり、物を壊したりしてしまふことがあります。過去には他校の事例ですが、賠償金額が高額になり、保護者の大きな負担となったケースも報告されています。

このような万が一の事態に備え、被害者への確実な補償を行い、保護者の皆様の経済的負担を軽減することを目的として、昨年度より「PTA総合保険」に加入しました。

次年度も、児童や保護者の皆様、教職員が安心して学校活動に取り組めるよう、継続して加入する方向で検討しています。つきましては、本趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

内容については以下の通りです。昨年度のものとなりますので、補償金額等に変更が生じる可能性もあります。

### 【内 容】PTA賠償責任保険（対象は児童のみ）

- ① PTA活動中に発生した事故で、他人の身体に傷害を与えたり、他人の財物を壊してしまったりして、損害賠償責任を負う場合

☆対人・1名につき最高 5000万円／1事故につき最高1億円	免責0円
☆対物・1事故につき最高 500万円	免責0円

- ② PTAが第三者から借用した財物を壊したり、紛失したりした場合

☆加害会員1名につき10万円／保険期間中限度額500万円	免責5000円
------------------------------	---------

- ③ 児童が、不可抗力で他人の身体に傷害を与えたり、他人の財物を壊してしまったりして、損害賠償責任を負う場合

☆対人・対物共通 1事故につき最高2億円	免責0円
----------------------	------

<保険適応されるもの>

- 登下校 第三者行為 校外学習（先生の目が届かない状況下）  
ガラス破損 車を傷つけた

<保険適応外のもの>

- 授業中（先生不在時除く） 自分のタブレットの破損

【対象者】 児童のみ ※保護者は対象外となります。

【期 間】 一年間 ※一年ごとに更新となります。令和8年4月から新たに加入予定です。

【保険料】 一人あたり300円～350円程度

※団体契約のため、児童数で換算した場合です。毎月ではなく、一年間でこの程度の金額となります。

【支払方法】 PTA会計より ※昨年度の支払方法から変更があります。

昨年度は、保険料（一人当たり327円）を4月の学年集金にて集金しましたが、「集金・集約に多大な時間を要する」「端数の調整が難しい」といった課題が残りました。これらの課題を解決するため、1月のPTA本部会および運営委員会にて協議した結果、次年度より「PTA会計（PTA会費）」から一括して支払うことについて承認をいただきました。

これにより、個別の集金手続きを簡略化し、より円滑な運営を図っていきます。本件について特段のご意見がないようでしたら、次年度も本方式にて継続させていただきます。何卒よろしく申し上げます。